



議案第六十五号

鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び
同組合同規約の変更について

鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合同規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十条の規定により議決を求める。

昭和五十九年六月十四日提出

鳥取県東伯郡三朝町長松村喬成

昭和五十九年六月拾五日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村及び市町村の一部事務組合」を「町村及び市町村の一部事務組合」に改める。

第三条中「（鳥取市の職員にあっては、旧津井村の職員から引続き在職する者に限る。以下第十一条において同じ。）」を削る。

第四条中「三百五番地」を「二百七十一番地」に改める。

第五条中「市町村」を「町村」に改める。

別表中「鳥取市」及び「邑法第一中学校組合」を削り、「中部市町村共同施設管理組合」を「鳥取県中部広域行政管理組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法第二百八十六条第一項の規定による許可を受けた日から施行する。